



2022年 5月12日

各 位

会 社 名 株式会社学究社
代表者名 取締役会長兼代表執行役社長 河端 真一
(コード番号：9769 東証プライム)
問合せ先 専務執行役管理本部長 指方 祐二
(TEL 03-6300-5311)

中間配当基準日の新設及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中間配当基準日の新設及び定款一部変更に関する議案を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当基準日の新設

(1) 中間配当基準日の新設の目的

当社は、これまで中間配当基準日を設定しておりませんでした。株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、新たに中間配当基準日を設定するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

2. 定款の一部変更に関する件

(1) 変更の目的

① 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(4) また、現行定款第19条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

② 中間配当基準日の新設

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現行定款54条(剰余金の配当の基準日)第2項を新設するものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第18条 (条文省略) <新 設>	第1条～第18条 (現行どおり) (<u>電子提供措置等</u>) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとる。</u> 2 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第19条～第53条 (条文省略)	第20条～第54条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)
第54条 (剰余金の配当の基準日) (条文省略) <新 設> 2 (条文省略)	第55条 (剰余金の配当の基準日) (現行どおり) 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 (現行どおり)
第55条 (条文省略) <新 設>	第56条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり) (<u>附則</u>) 1. <u>定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずる。</u> 2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は施行日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日

2022年6月29日(予定)

以 上